

- 第12条 2つ以上の地区委員会に関係がある事業が生じたとき、委員長は関係委員会委員長と協議し会合を開くことができる。この場合の議長は出席者の協議によって決める。
- 第13条 会長および委員長から出席を求められた者は、世話人会および地区総会に出席して意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。
- 第14条 この規定に定められたもののほか、地区委員会の運営に必要な事項は各地区委員会で適宜定めることができる。

(付 則)

1. この規定は昭和24年6月19日より実施
2. 昭和40年3月6日一部改正
3. 昭和42年4月22日より改正実施
4. 昭和48年4月19日一部改正
5. 昭和53年4月27日一部改正
6. 昭和57年4月28日一部改正
7. 昭和60年2月15日一部改正
8. 平成元年1月31日一部改正
9. 平成9年2月6日一部改正
10. 平成17年12月14日一部改正

学年部委員会の設置に関する規定

- 第1条 父母と教師が協力し、教育の環境と教育効果を高めるため、各学年毎に学年委員会をおく。
- 第2条 学年委員会はこの会の活動方針に沿い、専門委員会および地区委員会と連絡を密にして行う。
- 第3条 学年委員会は事業計画を作成し、運営委員会に提出し、承認をうける。
- 第4条 学年委員会は各学年毎に選出された委員若干名と、各学年の担任教師をもって構成し委員の互選によって委員長1名、副委員長若干名(P・T)をおく。
1. 委員長は会長がこれを委嘱する。
 2. 委員長、副委員長は役員および他の委員会の委員長、副委員長を兼ねることはできない。
- 第5条 学年委員の任期は1年とする。ただし補欠によって選任された者の任期は前任者の残任期間とする。委員は任期満了後といえども後任者が決まるまでその職務を行う。
- 第6条 委員長はその学年における会務を統括し、その学年を代表して運営委員会に参加する。副委員長は委員長を助け、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 第7条 委員長はこの会の運営やその他のことで会員と連絡協議を必要とするときは、いつでも学年委員会および学年総会を招集することができる。学年委員会の議長は、委員長が行う。